

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社三邦工務店	9040001027658	千葉県市川市若宮 1 - 1 7 - 5

2 指名停止措置期間

令和 4 年 4 月 1 8 日～令和 4 年 5 月 1 7 日（1 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社三邦工務店の代表取締役は、平成 3 0 年 1 1 月 3 日、千葉県市川市の当該業者資材置場において、貴社の業務に関し法定の除外理由がないにもかかわらず、廃棄物である木材及び事務椅子を焼却した。

このことが廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反にあたるとして、同社及び同社の代表取締役は、令和 2 年 1 月 1 4 日、市川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 5 号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 1 5 号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内